

(債)令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館
販売事業委託業務に係る簡易公募型プロポーザル
実施要領

東松島市 総務部 市民協働課

(債)令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務に係る簡易公募型プロポーザル実施要領

1 小野地域ふれあい交流館の設置目的

本市においては、「市民協働」の理念に基づき、地域住民の暮らしを地域で支えるまちづくりを進めてきたが、少子高齢化の進行による人口の著しい減少、地域社会における活力の低下などの地域課題の解決に向けて、地域住民やまちづくり団体、地域内の事業者等、多様な主体が連携し、地域力を高めるとともに、地域活性化のための取組が必要となっている。

こうした背景を踏まえ、過疎地域等自立活性化推進交付金、地方創生拠点整備交付金を活用して「人、モノ・サービス」の循環を促し、地域を中心に生産される農林水産物等の提供及び地域内外の交流を促進することを目的として「東松島市小野地域ふれあい交流館」（以下、「交流館」という。）を整備した。

2 業務及びプロポーザルの目的

交流館を有効活用し地場産品の安定した販売事業を行うことで、地域内の身近な買い物拠点機能とともに多様な地域関係団体と連携した生産者と利用者の地域交流事業及び小野地域まちづくり協議会、自治会との交流事業の実施連携により地域の活性化につなげることを目的とする。

農林水産物及び加工品、その他の商品等の販売事業について優れた企画提案を募るため、簡易公募型プロポーザルを採用する。

3 プロポーザルの方法

「(債) 令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務に係る簡易公募型プロポーザル実施要領」（本書）及び「(債) 令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務特記仕様書」に基づき、企画提案書及び見積書等を徴し、提案された内容の仕様書との適合性、業務実績、業務内容に対する実施能力、費用等を総合的に評価した上で事業者を選定する。

4 業務概要

- (1) 業 務 名：(債) 令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務
- (2) 業 務 内 容：別紙「(債) 令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務特記仕様書」（以下「仕様書」という。）による
- (3) 履 行 期 間：令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 委託料限度額：7,920,000円（消費税及び地方消費税を含む）
 (内訳) 令和7年度 2,640,000円（消費税及び地方消費税を含む）
 令和8年度 2,640,000円（消費税及び地方消費税を含む）
 令和9年度 2,640,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約予定額を示すものではなく、事業の最大規模を示すものであることに留意すること。

5 担当部署

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸 36 番地 1

東松島市 総務部 市民協働課 (担当: まちづくり推進係 大内、佐々木)

TEL (0225)82-1111 (内線)3803、3809 FAX (0225)82-1391

E-mail kyodo@city.higashimatsushima.miyagi.jp

6 参加資格要件

本プロポーザルへの参加を申し込む事業者(以下「参加申込事業者」という。)は、次に掲げた事項を満たす者でなければならない。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務(以下「当該業務」という。)における東松島市一般競争(指名競争)入札参加資格を有している事業者(共同企業体についても同様)であること。
- (2) 前号の入札資格を有していない事業者に対して、当該業務に限り、入札参加資格の審査受付を行うものとする。参加資格申請書類の提出期限は、令和6年7月3日(水)から7月11日(木)まで行うものとする。東松島市ホームページから申請様式(役務の提供提出書類一覧にある全ての様式)を揃えて前記5担当部署まで提出すること。別紙、東松島市一般競争(指名競争)入札参加資格審査要領(追加受付)参照のこと。
- (3) 東松島市建設工事有資格業者に対する指名停止等の措置要領(平成17年東松島市訓令甲第176号。以下「建設工事指名停止要領」という。)及び東松島市物品調達等に係る有資格業者に対する指名停止等の措置要領(平成17年東松島市訓令甲第177号。以下「物品調達等指名停止要領」という。)による指名停止を受けていないこと。
- (4) 当該業務への参加申込書及び企画提案書提出時において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 入札参加資格登録申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 次に掲げる法律の規定により申立て等がなされていないこと。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた場合を除く。
 - ア 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立て
 - ウ 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条又は第133条の規定による破産申立て
 - エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成17年法律第86号)第511条に基

づく特別清算の申立て

- (7) 建設工事において、建設業法 28 条の規定に基づく指示及び営業の停止を受けていないこと。
- (8) 公告又は指名を行う日から入札執行日までの期間において、第 3 号の規定並びに国、都道府県及び建設工事指名停止要領及び物品調達等指名停止要領第 2 条第 1 項の規定による入札参加資格制限を受けていないこと。
- (9) 東松島市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成 20 年東松島市訓令甲第 50 号）の別表 1 に該当していないこと。

7 実施スケジュール

項目	スケジュール
公募案内の公表	令和 6 年 7 月 3 日（水）から 8 月 2 日（金）
本業務に関する入札参加資格審査申請受付期間	令和 6 年 7 月 3 日（水）から 7 月 11 日（木）午後 3 時まで
参加申込書等受付期間	令和 6 年 7 月 3 日（水）から 8 月 2 日（金）午後 5 時まで
質問書の受付期間	
①本業務に関する入札参加資格審査に関する事	令和 6 年 7 月 10 日（水）正午まで
② ①以外の参加申込の判断に係るもの	令和 6 年 7 月 31 日（水）午後 3 時まで
③ ①②以外のその他の事項	令和 6 年 8 月 7 日（水）午前 11 時まで
最終質問回答日	
①本業務に関する入札参加資格審査に関する事	令和 6 年 7 月 10 日（水）午後 5 時
② ①以外の参加申込の判断に係るもの	令和 6 年 8 月 1 日（木）
③ ①②以外のその他の事項	令和 6 年 8 月 7 日（水）
参加資格の審査結果通知	令和 6 年 8 月 9 日（金）
参加資格者の書類（提案書）提出期間	令和 6 年 8 月 14 日（水）から 8 月 21 日（水）午後 4 時まで
プレゼンテーション開催日	令和 6 年 8 月 26 日（月）予定
参加資格者の審査結果通知	令和 6 年 9 月 2 日（月）予定
受注候補者との仕様の調整	事務局から連絡
受注候補者からの見積書の提出	事務局から連絡
受注候補者との契約書の締結	事務局から連絡

8 実施要領等の配布

実施要領等の配布期間は、令和 6 年 7 月 3 日（水）から令和 6 年 8 月 2 日（金）までとし、本市ホームページ内にて配布するものとする。

9 プロポーザルへの参加申込

参加申込事業者は、次に掲げる書類を下記提出期限までに持参又は郵送（配達証明付きの書留郵便で提出期限必着）等により、提出すること。なお、提出期間内に参加申込書等を提出しない者又は審査の結果、参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）

イ 事業者概要書（様式第2号）

ウ 業務実績書（様式第3号）

業務実績書（様式第3号）に記載する業務実績は、過去3年間分（最大5件までを記載）とし、記載した業務の契約書の写しを添付すること。

(2) 参加申込書等の提出期限

令和6年8月2日（金）午後5時まで

(3) 提出部数 1部

(4) 提出先及び提出方法 前記5の担当部署まで持参または郵送（配達証明付きの書留郵便で提出期限必着）すること。

10 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次により実施するものとする。

(1) 質問の方法

ア 電子メール又はFAXにより質問書（様式第4号）を提出すること。

イ 電話や他の方法による質問は一切受け付けない。

ウ 質問書（様式第4号）に従い作成し、質問箇所及び内容をわかりやすく記載すること。

エ 電子メール又はFAXの送付先：前記5の担当部署宛て

(2) 質問書の受付期間

令和6年7月3日（水）から令和6年8月7日（水）午前11時まで（時間厳守）。ただし、本業務に関する入札参加資格審査に関する質問は、令和6年7月10日（水）正午までとする。それ以外の参加申込の判断に係る質問については、令和6年7月31日（水）午後3時までとする。本業務に関する入札参加資格審査及び参加申込以外のその他の事項に関する質問については、令和6年8月7日（水）午前11時までとする。

(3) 回答方法

質問への回答に対しては、電子メール又はFAXで行うものとする。質問に関しては、東松島市ホームページ内で公表回答する。なお、最終回答日は、令和6年8月7日（水）とする。参加申込を行うかどうかの判断に必要な質問内容である申し出があったものについては、本業務に関する入札参加資格審査に関する質問は、令和6年7月10日（水）午後5時、それ以外の参加申込の判断に係る質問については、令和6年8月1日（木）に回答するので、その旨を質問書（様式第4号）に記載すること。

11 参加資格の確認通知

(1) 参加資格の適否審査後、プロポーザル方式参加資格審査確認通知書（様式第6号）を参加申込事業者あて郵送し、審査結果について通知する。この場合において、参加資格を有する

と認められなかった者については、その理由を付するものとする。

- (2)参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた者は、令和6年8月19日(月)までに、書面により、参加資格を有すると認められなかった理由の説明を求めることができるものとする。
- (3)前項の規定による請求があったときは、理由の説明を求めた者に対し、書面を受理した日から7日以内に回答するものとする。
- (4)なお、参加資格審査結果通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当するときには、本プロポーザルに参加できない。
 - ア 前記6の参加資格要件を満たさなくなったとき
 - イ 参加申込書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき

1.2 企画提案書等の提出

参加資格審査を通過した参加申込事業者のみが該当し、書類等は次により提出すること。

- (1) 提出期限
 - 令和6年8月21日(水)午後4時まで必着
- (2) 提出書類
 - ア 企画提案書表紙(様式第6号)
 - イ 企画提案書(任意様式)
 - A4版の任意様式とする。ページ数の制限はしないが、伝えたいことを簡潔に分かりやすくまとめること。また、企画提案書には次の事項を記載すること。
 - (ア)事業者概要
 - 事業者概要、組織体制、業務内容、類似業務実績等を記入すること。
 - (イ)業務実施体制
 - 本業務に従事する人員体制について、担当する業務内容・保有資格(保有している場合のみ)及び役割を記載し、配置予定人員の氏名、経歴、業務実績等についても記載すること。なお、再委託する予定がある場合は、委託先及び再委託の業務内容を記入すること。
 - (ウ)業務遂行に関する考え方
 - 本業務を受注した際の業務遂行に対する全体的な考え方、姿勢など自由に記載すること。
 - (エ)業務内容に関すること
 - 特記仕様書「5業務概要」に記載する(1)～(6)の業務について項目毎に基本的な考え方や取組方針を記載するとともに、具体的な実施方法及び業務フロー等を記載すること。
 - (オ)追加提案
 - 特記仕様書に定めがない内容について、より魅力的な提案、業務の具現化、業務を効率・効果的に実施するために有効な提案等があれば提出すること。
 - ウ 業務行程表(任意様式)
 - 業務(履行)期間中における業務のスケジュールを記載する。
 - エ 見積金額及び積算内訳書(A4/任意等式)
 - 予算上限額(消費税含む)以内で、年度ごと業務委託料見積金額(消費税及び地方消費税

分を含む)を記載するとともに、提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳(数量等を含む。)が分かるように作成すること。なお、予算上限額は7,920,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

(3) 提出書類は、A4版での作成とし、(債)令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務簡易公募型プロポーザル企画提案書表紙(様式第7号)にした正本1部と申請者名等が特定できる名称、ロゴマーク等を使用していない副本6部をそれぞれフラットファイルに綴込み1組にして提出すること。

(4) 提出部数 7部

(5) 提出先

前記5の担当部署まで持参又は郵送(配達証明付きの書留郵便で提出期限必着)等で提出

(6) その他

審査に必要と認められる場合には、市から資料の追加提出を求めることがある。

1.3 企画提案書の審査及び審査基準等

(1) 提案内容の評価

参加資格審査を通過した参加申込事業者からの企画提案を東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務プロポーザル審査委員会(以下、「委員会」という。)において、別表(債)令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務に係る簡易公募型プロポーザル委託業者選定評価基準(以下「選定評価基準」という。)を基に公平かつ客観的に評価する。また提出書類とプレゼンテーションで評価を行うものとする。

(2) プレゼンテーション開催

ア 審査内容

提出された企画提案書に基づき、選定評価基準により審査する。

イ 開催予定日

令和6年8月26日(月)

*プレゼンテーションの実施時間及び会場等の詳細については、前記5の担当部署から別途連絡する。

ウ 開催場所

東松島市役所矢本庁舎

エ プレゼンテーション出席者

当該業務に関する責任者を含む2人程度とする。

オ プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションの時間については、1提案者あたり15分以内とし、別途質疑応答の時間を10分以内で設ける。なお、プレゼンテーションを行うために必要なOA機器等については、市でPC、プロジェクター、スクリーンを用意するものとし、提案者は必要に応じてプレゼンテーション資料の入ったデータをUSB又はCD-Rの形式で持参するものとする。

(3) その他

提案者、提出書類の内容について本市から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。また、質問事項の送付及び回答は、電子メール又はFAXで行うものとする。

1.4 受注候補者の決定

本プロポーザルの受注候補者は、次により決定する。

- (1) 委員会において、得点上位の提案者から順位付けをし、第1位の者を受注候補者とする。
なお、同点の場合は委員の多数決により受注候補者とする。
- (2) 選定結果については、受注候補者に選定された事業者に対し、プロポーザル方式選定結果通知書（様式第7号）、選定されなかった事業者（以下、「非選定事業者」という。）に対しては、プロポーザル方式非選定結果通知書（様式第8号）により通知する。
- (3) 非選定事業者は、非選定となった理由の説明を求めることができる。なお、当該要求は、令和6年9月11日（水）までに書面（任意様式）をもって行わなければならない。
- (4) 前号の要求を受けた場合に限り、その非選定事業者についてのみ非選定理由を書面（任意様式）で交付するものとする。
- (5) 本審査手順に記載のない事象が発生した場合は、委員会委員の協議を経て委員会委員長が決する。

1.5 プロポーザルの瑕疵

参加申込事業者の手續及び提出書類に瑕疵があることが判明した場合には、委員会で審査を行い、瑕疵が重大又は悪質であり、公平性、公正性を著しく損なうおそれがあると認められた場合は、プロポーザルに係る決定事項を取り消すことができる。

1.6 次順位者との交渉

市長は、受注候補者が委託契約を履行できない何らかの事由が発生した場合、プロポーザルにおいて次順位以下となった提案者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行うことができる。

1.7 契約に関する事項

当該業務の契約については、次により行う。

- (1) 委員会において決定された受注候補者を優先交渉権者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行うため、優先交渉権者から再度見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約締結する。また、特別な理由により受注候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を本市は受注者とする。
- (2) 契約書の作成
本市と受注者で協議した上で契約書を作成する。
- (3) 支払い条件
月ごとの実績払（分割払）いを基本とし、月ごとの支払回数と金額については市と受注者の協議の上、決定することとする。なお、前払いは行わない。
- (4) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権の取扱い
成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は、受注者が納品前に行うこととし、その経費は委託費に含む。なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）、その他の権利は東松島市に帰属する。

(5) その他契約に関する事項

契約時における仕様は、別紙(債)令和5年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務特記仕様書に記載されている事項を基本とするが、本市と受注者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことができるものとする。

1.8 参加資格等の取り消し

次のいずれかに該当する場合は失格又は提出書類を無効とし、参加申込事業者及び受注候補者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類を期日まで提出しない場合
- (2) 前記6の参加資格要件を満たしていないと判断される場合
- (3) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (4) プレゼンテーション審査に理由なく欠席した場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員会の委員長が失格であると認めた場合。

1.9 その他の留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用等は、すべて参加申込業者の負担とする。
- (2) 参加申込事業者は1つの提案しか行うことができない。
- (3) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に基づくものとする。
- (4) 提案書の提出後において、原則として提案書に記載されたいかなる内容の変更も認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、東松島市が承諾したものについてはこの限りでない。
- (5) 本プロポーザルの参加又は企画提案の提出を途中辞退する場合は、前記5の担当部署宛てに、「プロポーザル方式参加辞退届(様式第9号)」を提出すること。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、東松島市物品調達等に係る有資格業者に対する指名停止等の措置要領に基づき指名停止措置等を行うことがある。
- (7) 提出書類の著作権等の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、当市が当該業務のプロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、参加申込事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。
- (9) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 提出された書類は一切返却しない。
 - イ 本案件に係る情報公開請求があった場合は、東松島市情報公開条例(平成17年東松島市条例第10号)の基づき、提出書類を公開することがある。

別表

(債) 令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務に係る
簡易公募型プロポーザル委託業者選定評価基準

○評価点

東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）は、表1の区分ごとの各評価項目について、参加資格者の提案書、ヒアリング、プレゼンテーションの内容を基に審査し、表2のランクを決定する。

表1の区分ごとの各評価項目の配点に、表2のランクごとの評価係数を乗じて各評価項目の得点を算出し、それを合計したものに表3の区分ごとに算出した価格点を加えたものを参加事業者の評価点（満点は100点）とする。

表1

区分	評価項目	配点
① 経験・業務実績	本業務と同様・類似事業の経験・実績（事業者及び担当者）があるか。	10
② 業務体制	本業務にあたる人員の配置状況から、本市や生産者等との打合せや食品の衛生管理、苦情対応等に的確・迅速に対応でき、円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる体制が組み込まれているか。	10
③ 業務遂行に対する考え方・理解度	本業務の目的や実施条件、業務内容、業務スケジュール等についての理解度、特記仕様書に記載された業務内容が盛り込まれているか。	10
④ 業務内容に対する実現性	提案が理論的に裏づけされており、具体的に本業務を実現できる手法として妥当性が認められるか。	10
⑤ 業務内容への提案力	生産者・出荷者等と連携しながら、地場産品等の販売促進、集客に向けた取り組みを図れる内容となっているか。また、持続可能な販売事業の展開に向けて、創意工夫がなされた提案となっているか。	20
	販売事業を通じて施設を活用し、生産者・出荷者や利用者間の交流の促進のための取組や、地域団体と連携した地域の活性化に資する地域交流事業が業務内容に盛り込まれているか。	20
	特記仕様書にない効果的な提案（独創性）	10
合計		90

表 2

ランク	評価	評価係数
A	特に優秀である/高度な能力を有している/十分な実績がある	1.0
B	優れている/十分な能力を有している/実績がある	0.8
C	平均的・普通である/平均的な能力である	0.5
D	物足りない/若干劣る能力である	0.3
E	記載なし/実績なし	0.0

表 3

区分	価格点
最低価格提示者	10
最低価格提示者以外の者	最低価格提示額/当該業者の見積額×配点（10点） ※小数点以下切捨て

○評価

- (1) 評価点が高い順に第1位の者を最優秀提案者に、第2位の者を次点の者に選定する。
第1位、第2位の者が複数あったときは、委員会の各委員（委員長を含む。）による投票で上位者を決定する。
投票により決しないときは、委員長がこれを決す。
- (2) 評価合計平均（満点100点）が70%に満たない提案者は失格とする。

東松島市長 様

申請者住所
電話番号
商号又は名称
代表者

㊟

プロポーザル参加申込書

年 月 日付で公告のありました下記業務に係るプロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、本申込書及び添付の書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務名
- 2 履行場所
- 3 添付書類（各1部提出）
 - (1) 事業者概要書（様式第2号）
 - (2) 業務実績書（様式第3号）
- 4 連絡先

住 所
商号又は名称
所属部署等
担当者氏名
電話番号等 電話
FAX
E-mail

事業者概要書

商号又は名称			
所在地			
代表者		創 立 年	
資 本 金	千円	従 業 員 数	
支店等の拠点			
そ の 他			

※会社のパンフレット等、会社の概要がわかるものがあれば1部添付してください。

業 務 実 績 書

①	契約件名			
	業務概要			
	発注者		履行場所	
	契約金額	円		
	履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

②	契約件名			
	業務概要			
	発注者		履行場所	
	契約金額	円		
	履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

③	契約件名			
	業務概要			
	発注者		履行場所	
	契約金額	円		
	履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

※業務契約書写し又は策定した計画書等提出願います。

質 問 書

年 月 日

東松島市長 様

住 所
商号又は名称
所属部署等
担当者氏名
電話
E-mail

業務名 (債) 令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務	
質問事項	回答

プロポーザル方式参加資格確認通知書

年 月 日

申請者住所
商号又は名称
代表者氏名

東松島市長



先に申し込みのありました下記業務に係る参加資格の確認結果については、下記のとおりとなったので、通知します。

記

業務名	(債) 令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務
参加資格者としての確認結果及びその理由	参加資格あり・参加資格なし 参加資格がないと認めた理由

(債) 令和6年度東松島市
小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務
簡易公募型プロポーザル

企 画 提 案 書

申請者住所

商号又は名称

代表者氏名

印

提出日 令和 年 月 日 ()

様式第7号

プロポーザル方式選定結果通知書

年 月 日

申請者住所
商号又は名称
代表者氏名

東松島市長



この度、本市が実施した（債）令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務に係る簡易公募型プロポーザルにおいて、提案書等を厳正に審査した結果、貴社を受注候補者として決定いたします。

なお、今後の予定については、後日改めて連絡します。

プロポーザル方式非選定結果通知

年 月 日

申請者住所
商号又は名称
代表者氏名

東松島市長



この度、本市が実施した（債）令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務に係る簡易公募型プロポーザルにおいて、提案書等を厳正に審査した結果、下記の事業者を受注候補者として選定しましたので通知しますとともに、プロポーザルへ参加頂きましたことに厚く御礼申し上げます。

記

1 受注候補者と決定された事業者

2 非選定理由の説明

非選定理由の説明を希望する場合は、（債）令和5年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務実施要領に定める方法で手続きを行うこと。

3 説明要求の手続き期限

年 月 日

年 月 日

東松島市長 様

申請者住所

電話番号

商号又は名称

代表者

㊟

プロポーザル方式参加辞退届

令和 年 月 日付で申し込みました下記業務に係るプロポーザルへの参加を辞退したいので、届け出ます。

なお、貸与された資料がある場合には、速やかに所定の方法により貴市に返還いたします。

記

1 業務名 (債) 令和6年度東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務

2 連絡先

住 所

商号又は名称

所属部署等

担当者氏名

電話

FAX

E-mail

審査委員会

東松島市訓令乙第2号

東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務を実施するに当たって、その委託業務の相手方を選定するための簡易公募型プロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、東松島市小野地域ふれあい交流館販売事業委託業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領に関すること。
- (2) 参加事業者の資格確認に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部財政課長補佐
- (3) 復興政策部復興政策課長補佐
- (4) 産業部農林水産課長補佐
- (5) 産業部商工観光課長補佐

2 委員会に委員長を置き、総務部長が委員長となる。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部市民協働課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成31年3月20日訓令乙第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日訓令乙第7号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日訓令乙第2号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

